

武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項についての検討等を行うため、武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定にあたり、必要な事項についての検討
- (2) 計画の案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 市職員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、必要に応じて武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会ワーキングチームを設置することができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、教育長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。